



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業について

本日 21 日に開会された市議会 1 月臨時会において可決された給付金事業の概要について、下記のとおりお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、様々な困難に直面している住民税均等割非課税世帯等に対し、生活と暮らしを支援するため、1 世帯当たり 10 万円の現金を支給します。

なお、市民への問い合わせに対応するためコールセンター（フリーダイヤル：0120-335-270

受付時間：平日の午前9時から午後6時まで）を開設しております。

### 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業の概要

(1) 支給対象 想定世帯数 60,000 世帯

ア 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（基準日：令和3年12月10日）  
32,735 世帯

イ 令和3年1月～令和4年9月までの間の家計急変世帯 27,265 世帯（見込み）

※家計急変世帯：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税（均等割）非課税相当とみなされる世帯。

(2) 支給金額 一世帯当たり 100,000 円

(3) 手続方法

ア 住民税非課税世帯

市は支給対象世帯を抽出し、対象世帯の世帯主あてに「確認書」を送付する。対象世帯の世帯主は必要書類を添付し、「確認書」を返送する。

イ 家計急変世帯

対象世帯は、必要書類を添付し、「申請書（請求書）」を郵送などにより提出する。

(4) 支給方法

原則として指定口座に振込み

### 2 今後のスケジュール

2月中旬 住民税非課税世帯への確認書発送、家計急変世帯の受付開始

2月下旬 支給開始

9月30日 申請受付終了